

○大津市手話言語条例

平成30年10月2日条例第46号

手話は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）において明らかにされているように、手指や体の動き、表情等を使って視覚的に表現する言語である。しかしながら、手話が言語であることはまだ社会で十分に認識されておらず、それゆえ、手話への理解や手話の普及は十分に進んでいるとはいえない。

本市では、国際障害者年（昭和56年）に滋賀県で全国身体障害者スポーツ大会が開催されたことを契機として多くの手話サークルが結成されてきた。また、これまで、手話通訳者・要約筆記者の派遣や聴覚障害者相談員の設置といった先進的な取組を進めてきた。

国際的に手話が言語であると認められた今こそ、私たちは、これまでも増して手話への理解を深め、手話を普及させるとともに、手話を必要とする者が安心して暮らすことのできるまちづくりのため、更なる取組を進めていかなければならない。

ここに、手話への理解の促進及び手話の普及についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

（2） 市民等 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

（基本理念）

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者が手話により意思疎通を図る権利を有することを前提として、ろう者の人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

（施策の実施）

第7条 市は、第4条の規定に基づき、次に掲げる施策を実施するものとする。

（1） 手話により情報を取得する機会の拡大に関する施策

（2） 手話の習得の支援及び意思疎通の手段として手話を選択しやすい環境の整備に関する施策

（3） 手話通訳者の養成その他の手話による意思疎通の支援に関する施策

（4） 手話を学ぶ機会の提供に関する施策

（5） 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

（学校における取組による理解の促進）

第8条 市は、学校における手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、幼児、児童及び生徒の手話への理解の促進に努めるものとする。

（大津市手話施策推進協議会）

第9条 手話に関する施策の推進に関し必要な事項について調査審議するため、大津市手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員7人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1） ろう者の福祉に関し知見を有する者

（2） ろう者が組織する団体から選出された者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

○近江八幡市みんなの心で手をつなぐ手話言語条例

平成28年12月20日条例第52号

前文

手話は言語です。

言語は、お互いの意思疎通を図る手段であり、手話もまた、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語として、ろう者にとって他者との意思疎通を図る手段となっています。

平成18年12月の国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、「「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知されました。日本では、平成23年8月に障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正により手話が言語として認められ、これに伴い平成26年1月に同条約を批准しました。さらに同改正法の中では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められたところです。

私たちは、手話が言語であることを普及啓発していくことや自由に手話が使え環境の整備を推進することが必要不可欠であり、福祉分野に限らず、教育、医療、労働等あらゆる分野において手話による意思疎通と情報提供が保障され、手話の理解と広がりをもって地域で支えあい、互いに人権を尊重することができる豊かな共生社会を実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、手話等に対する理解の促進及び普及並びに手話等を使用しやすい環境の整備に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、必要な施策を総合的かつ計画的に推進し、もってろう者、盲ろう者その他の聴覚障がい者の自立及び社会参加の促進並びに聴覚障がいの有無にかかわらず人権を尊重することができる豊かな共生社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 聴覚障がい者 聴覚の機能の障がいがある者であって、その障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- （2） 社会的障壁 聴覚障がい者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- （3） ろう者 聴覚障がい者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営むものをいう。
- （4） 盲ろう者 聴覚障がい者のうち、視覚の機能の障がい重複してあるものであって、その障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- （5） 手話 手、指、体若しくは顔の部位の動き又は表情を使って視覚的に表現する言語をいう。
- （6） 手話等 手話、要約筆記、触手話、手書き文字、指点字、筆談その他の聴覚障がい者が日常生活又は社会生活を営む上で使用する意思疎通のための手段をいう。
- （7） 事業者 市内において営利又は非営利を問わず事業を行う個人、法人その他の団体をいう。
- （8） 合理的な配慮 聴覚障がい者が日常生活又は社会生活において、聴覚の機能の障がいのない者と同等の権利を行使するため、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。
- （9） コミュニケーション支援従事者 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者等の伝達補助を行う者をいう。

（基本理念）

第3条 聴覚障がい者の障がい特性に応じた手話等の選択及び利用の機会の確保並びに情報の受信及び発信のための手段の確保は、聴覚の機能の障がいの有無にかかわらず、市民相互に必要なこととして尊重することを基本に行うものとする。

2 市、市民及び事業者は、手話が独自の言語体系及び歴史的背景を有する文化的所産であるとの認識のもと、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図り、手話によるコミュニケーションが図りやすい環境を整備するものとする。

3 聴覚障がい者は、手話等による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は保障されるものとする。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話等の普及並びに聴覚障がい者の自立した日常生活及び地域における社会参加の保障のため、必要な施策を講ずるものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、聴覚障がい者の人権を尊重し、並びに手話等の普及及び市の施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、聴覚障がい者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努め、並びにコミュニケーション支援従事者と連携し、聴覚障がい者が適切なコミュニケーション手段を利用できるように合理的な配慮に努めるものとする。

（施策の推進方針）

第7条 市は、施策を推進するための方針（以下「推進方針」という。）を策定するものとする。

2 推進方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 手話等に対する理解及び普及の促進に関すること。
- (2) 市民の手話等による意思疎通及び情報を得る機会の拡大に関すること。
- (3) 市民が手話等を使用しやすい環境の整備に関すること。
- (4) コミュニケーション支援従事者の支援に関すること。
- (5) 災害時における聴覚障がい者の情報取得及び意思疎通の支援に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項に関すること。

（推進会議）

第8条 市は、推進方針を定め、若しくは変更し、又は施策の推進状況を検証するため、聴覚障がい者、コミュニケーション支援従事者等で組織する近江八幡市手話施策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、委員15名以内をもって組織する。

3 推進会議の委員の任期は、2年とする。

4 推進会議の委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（手話等を学ぶ機会の提供）

第9条 市は、聴覚障がい者、聴覚障がい者の団体、コミュニケーション支援従事者等と協力し、市民及び事業者に対し地域、職場等において手話等を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

（学校における手話等の理解及び普及）

第10条 市は、学校教育において、手話等に対する理解及び普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（医療機関における手話等の環境整備）

第11条 市は、医療機関において、聴覚障がい者が手話等を使用しやすい環境となるよう必要な措置に努めるものとする。

（財政上の措置）

第12条 市は、手話等に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

○栗東市手話言語条例

令和2年3月25日条例第7号

手話は、言語である。

私たちが人と関わって生きていく上で、言語は、必要不可欠のものである。手話は、ろう者にとって物事を考え、お互いの感情を理解し、知識を蓄え、文化を創造する上で、必要な言語として大切に育まれてきた。手話は、手の形、位置及び動き並びに非手指動作（表情及び身体の動き）により表現され、音声言語とは異なる独自の文法体系を有する言語として構成され、高度な知的活動及び情緒的活動も十分に表現できる言語として使用されてきた。

しかし、手話の歴史をふり返ってみると、手話に対する偏見や抑圧により、ろう者は、言語である手話を奪われてきた。このことは、ろう者の尊厳を深く傷つけ、心理的発達及び社会的地位の確立に大きなさまたげとなった。現在においては、平成18年に国連で採択された障害者の権利に関する条約において「手話は言語である」と明記され、これにより平成23年に障害者基本法が改正され、手話への理解が広まりつつあるものの、言語としての手話への理解はまだ十分に広まっていない。このような状況において、栗東市には、県内で唯一、聴覚障害児が学べる滋賀県立聾話学校が存在し、県下から聴覚障害のある子どもたちが日々学び、過ごしている。こうした教育環境の保障もふまえて、市民一人ひとりが言語としての手話やろう者に対する正しい理解を深めていくことが求められている。

ここに、栗東市は、手話が言語であることの認識やろう者への理解を広げ、手話を必要とする者が安心して暮らすことができるまちづくりを目指すため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話に対する理解及び普及並びに手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、栗東市（以下「市」という。）の責務並びに市民等、ろう者及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が推進する施策の基本的な方針を定めることにより、手話が言語であることの認識及びろう者への理解を広げ、もって全ての市民等が共生していく社会の実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 聴覚障害者 聴覚の機能に障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- （2） 聴覚障害児 前号に規定する聴覚障害者のうち、概ね満18歳に満たない者をいう。
- （3） ろう者 聴覚障害者のうち、手話により日常生活及び社会生活を営む者をいう。
- （4） 市民等 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- （5） 事業者 市内において、事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 手話に対する理解及び普及並びに手話を使用しやすい環境の構築は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- （1） 手話が言語であるとの認識に基づき、市民等が手話により相互に意思を伝える権利を有し、その権利は尊重されること。
- （2） ろう者が、自立した日常生活を営み、主体的に社会参加ができること。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、言語としての手話に対する理解を深め、普及させる施策を総合的かつ計画的に策定し、推進するものとする。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、手話を言語として認識し、ろう者への理解を深めるよう努めるものとする。

（ろう者の役割）

第6条 ろう者は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するとともに、手話の意義及び普及に努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市の推進する施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及び働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

（施策の推進）

第8条 市長は、第4条に規定する責務を果たすため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- （1） 手話に対する理解及び普及のための施策
 - （2） 手話を使用しやすい環境づくりに関する施策
 - （3） 聴覚障害児の手話の獲得に関する施策
 - （4） その他市長が必要と認める施策
- （協議の場）

第9条 市長は、前条各号に規定する施策及び施策の実施状況について、ろう者その他関係者の意見を聞くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。
(財政上の措置)

第10条 市は、第8条各号に規定する施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

○手と手をつなぐ 米原市手話言語条例

平成30年3月23日条例第4号

手話は、手指もしくは体の動きまたは表情を使って視覚的に表現し、ろう者がその意思を表示し、情報を取得し、および相互にコミュニケーションを図るために必要な言語です。ろう者は、物事を考え、知識を蓄え、または文化を創造するために、手話を大切に育んできました。

一方、我が国におけるろう教育の歴史をみると、その初期には手話による教育を中心としていたものの、その後、読話・発語を中心とする口話教育が取り入れられたことにより、ろう教育における手話の使用が事実上禁止されるなど、手話は言語として認められず、長くその使用が制約された時期がありました。

障害者の権利に関する条約および障害者基本法において手話が言語として位置付けられ、また平成28年4月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されるなど、地域における共生社会の実現のための施策の推進が期待されています。

このような状況を踏まえ、米原市は手話に関する施策を一層推進し、手話やろう者に対する理解を広げるとともに、聴覚障がいの有無にかかわらず市民が安心して心豊かに暮らすことができる共生社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話に対する理解の促進および手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務ならびに市民および事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の手話の習得および獲得機会の確保を図り、もって手話を使用する市民が安心して心豊かに暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働く者および学ぶ者をいう。
- (2) ろう者 聴覚に障がいのある者のうち、手話を言語として、日常生活および社会生活を営む者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を行う個人、法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 手話に対する理解の促進および手話を使用しやすい環境の構築は、手話が言語であるとの認識に基づき、市民が手話により相互に意思を伝え合う権利を有し、その権利は尊重されることを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、手話を使用する市民が手話により自立した生活を営むとともに当該市民の社会参加を促進するため、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、国、県その他の関係機関および手話に関わる団体と連携し、協力して行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、相互に手話に対する理解を深め、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、手話に対する理解を深め、市が推進する手話に関する施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供およびろう者が働きやすい環境を整備するように努めるものとする。

(施策の推進方針の策定)

第7条 市は、第4条の規定に基づき、次に掲げる事項に係る施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。

- (1) 手話の普及啓発に関する事項
 - (2) 手話の習得および獲得機会の確保に関する事項
 - (3) 手話による情報発信および情報取得ならびに手話を使用しやすい環境の構築に関する事項
 - (4) 手話による意思疎通支援の拡充に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 施策の推進方針の策定に当たっては、市が別に定める障がい者に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 3 市長は、施策の推進方針の策定、実施状況の点検その他手話に関する施策の推進に関する事項については、米原市手話施策推進会議においてその意見を聴くものとする。

(手話を学ぶ機会の確保)

第8条 市は、ろう者、手話通訳者その他手話を使用することができる者および手話に関わる団体と協力して、市民に手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

(学校における手話の普及)

第9条 市は、学校での教育活動において、手話への理解を促進し、手話を学ぶ機会および手話に触れる機会の確保に努めるものとする。

(事業者への支援)

第10条 市は、ろう者が手話を使用しやすい環境を構築するために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(災害時の支援)

第11条 市は、災害時において、ろう者が必要な情報を迅速に得ることができるよう、情報の発信および意思疎通に必要な支援を講ずるものとする。

(施策の横断的な取組)

第12条 市は、手話に関する施策を効果的に推進するため、施策の推進方針に掲げる事項について、部局横断的に取り組まなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。
